

石巻市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

なお、同法第199条の2の規定により、高橋誠志監査委員を議会事務局に係る監査のうち直接の利害関係のある事件については除斥しました。

平成21年3月26日

石巻市監査委員 山崎 武 敏

石巻市監査委員 矢川 昌 宏

石巻市監査委員 高橋 誠 志

- 1 監査対象部課等 議会事務局
農業委員会事務局
選挙管理委員会事務局（各分室を含む。）
出納課（各分室を含む。）
- 2 監 査 期 間 平成21年1月30日から同年3月25日まで
- 3 監 査 対 象 範 囲 平成20年度一般事務及び財務に関する事務の執行
（平成20年12月31日現在）
- 4 監 査 場 所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監 査 結 果 平成20年度の一般事務及び財務に関する事務の執行状況について事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められなかった。